



市立総合病院 消化器・

内視鏡センターがオープン

病院総務課
(市立総合病院)

☎0538-38-5000
FAX 0538-38-5050

「頼られる病院、医療体制の充実を目指します」

新設の目的

市立総合病院は、内視鏡検査を受ける患者さんへのサービス向上と検査数の増加およびプライバシー保護などに対応できるゆとりある外来スペースの確保を目的に、現在の内視鏡室を移設増築して内視鏡センターを新設しました。

9月中旬から診療を開始しています。

施設概要

1階 内視鏡検査スペース

内視鏡検査室 3室

内視鏡検査室（治療）1室

内視鏡検査室（X線透視室）3室

前処置室（処置、トイレ各8ブース）

リカバリー室（8名分）1室

2階 外来スペース

消化器内科診察室 5室（現状4室）

消化器外科診察室 4室（現状3室）

処置室

相談室

インフォメーションコーナー（さまざまな相談事の窓口機能）

構造

鉄骨造地上2階建て

建築面積 1130.06㎡

延床面積 2189.21㎡



2階 受付



新施設の魅力

前処置室を半個室化したため、患者さんのプライバシーが守られます。
また内視鏡検査室を増やしたことで、検査を希望する患者さんの要望に応えることができるようになるとともに、検査を迅速に行えるようになります。
外来スペースの増設で、外来の混雑緩和に向けた環境づくりを目指します。



2階 処置室



1階 リカバリー室



1階 内視鏡検査室

令和9年4月入園募集

保育園・認定こども園・幼稚園など

幼児教育保育課
(i プラザ3階)

☎ 0538-37-4858
FAX 0538-37-4631

保育園・認定こども園（保育園
枠）・地域型保育の入園申し込み

一次募集受付期間

10月1日（休）～10月30日（金）午前8時
30分～午後5時（土・日曜日、祝日
を除く）

※電子申請は24時間受付

申込書類

幼児教育保育課、各支所市民生活課、
ひと・ほんの庭 にこころで配布

※市ホームページからダウンロードも可能
※ひと・ほんの庭 にこころとは、土・日曜日、
祝日開館（月曜日休館）

申込方法

① 必要書類を全て添えて、**直接、幼児
教育保育課に提出**

② パソコンやスマートフォンから申し込み



▲電子申請

選考方法

世帯状況や保育を必要とする理由など
を考慮し、必要性の高い方から入園を決
定します。結果は令和9年1月末までに

認定こども園（保育園枠）	保育園
向陽こども園※／磐田なかよしこ ども園／豊岡こども園／磐田北こども 園／豊岡こども園／磐田北こども園 ／磐田南こども園／福田こども園／ 竜の子幼稚園／聖隷こども園／ 東／聖隷こども園／このり富丘／	磐田北保育園／豊田西保育園／こ このり保育園／いずみ保育園／い ずみ第二保育園／いずみ第三保育園 ／西貝保育園／風の森保育園／中 泉保育園／リーザプレスクール／ひ まわり保育園／バディ保育園／めい わ竜洋保育園

対象園

入園希望月の3カ月前までに申し込み
ください。

申込者全員に通知します。なお、申込者
が多数の場合は、入園できないことがあ
ります。
その他
二次募集の受付期間は、11月2日（月）
～1月29日（金）の午前9時～午後4時
30分（土・日曜日、祝日を除く）です。
令和9年5月以降の入園希望者は、
入園希望月の3カ月前までに申し込み
ください。

地域型保育	
ひよこ保育園／はあといる保育園／ りんご保育園／ハッピー保育園富丘 ／磐田のびやか保育園／ハッピー保 育園富士見／四季の風保育園／新貝 ひよこ保育園／ハッピー保育園上本 郷／ハグくみバビー磐田園／まな保 育園／にじいろ保育所／ゆやの里あ いむ保育園	子育てセンターみなみしま／子育て センターとみがおか／広瀬こども園 ／岩田こども園／認定こども園ハ ローうさぎ山／豊田みなみ保育園／ イリスプレスクール ※令和9年度に大藤こども園と向笠 幼稚園が統合予定です

対象児童

令和3年4月2日以降に生まれた乳
幼児

※施設によつて受入可能な月齢が異なります

公立幼稚園・公立認定こども園
（幼稚園枠）の入園申し込み

募集期間

10月1日（休）～10月30日（金）午前9時～
午後4時30分（土・日曜日、祝日及
び休園日を除く）

申込書類

9月24日（木）から各幼稚園・認定こ
ども園で配布

申込方法

必要書類を全て添えて、**通園を希望
する各幼稚園・認定こども園に提出**

選考方法

申込者が募集人数を超えた場合は抽
選となります。抽選に漏れた場合は、
他の幼稚園、認定こども園に申し込む
ことができます。

その他

市内全域の公立幼稚園・公立認定こ
ども園から選択できます。

私立幼稚園、私立認定こども園（幼
稚園枠）の申込方法は、各園にお問い
合わせください。

対象園

認定こども園（幼稚園枠）	幼稚園
向陽こども園※／磐田なかよしこ ども園／豊岡こども園／青城こど も園／豊岡こども園／磐田北こども 園／磐田南こども園／福田こども園 ／竜洋東こども園／二之宮こども園 ※令和9年度に大藤こども園と向笠 幼稚園が統合予定です	長野幼稚園／田原幼稚園／竜洋幼稚 園／豊田東幼稚園／豊岡南幼稚園

対象児童

令和3年4月2日～令和6年4月
1日に生まれた幼児



ページ番号
1012384

皆さんの行動が 地域の医療を守ります

健康増進課
(i プラザ3階)☎ 0538-37-2013
FAX 0538-35-4586

9月は『地域医療を考える月間』です

大切なのは一人一人の思いやり

磐田市を含む中東遠地域は、医師など医療従事者が他の地域と比較し少ない地域です。一人一人が「自らの健康は自らで守る」という意識で健康づくりに取り組むとともに、病院・診療所にかかる全ての市民の皆さまの健康のため、日夜力を尽くす医師・医療従事者を守るために、「上手な医療のかかり方」を知り、考え、行動することが大切です。一人一人の意識が、地域医療を守ることにつながります。

※一人一人が、心身の健康を基盤として、生きがいや希望を持ち、自分らしく幸せに暮らし続けること

上手な医療のかかり方

- ・かかりつけ医を持ちましょう
- ・症状に応じた病院、診療所にかかりましょう
- ・救急車をタクシー代わりに使うのはや

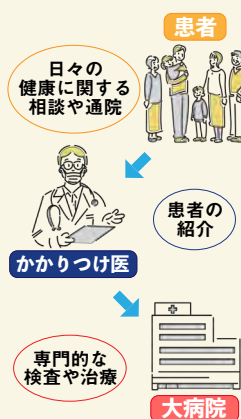


めましよう

- ・緊急時を除いて、夜間や休日の救急外来へのコンビニ受診はやめましょう
- ※仕事を休めない、日中は混んでいるなど、自己都合で救急外来を受診すること

かかりつけ医はどうして必要？

- ①日頃の状態をよく知っているからこそ、ちょっとした体調の変化にも気が付きやすく、病気の予防や早期発見、早期治療が可能になります
- ②病気や症状、治療法などについての確かな診断やアドバイスをしてくれます
- ③必要に応じ適切な医療機関を紹介してくれます



病院へ行く？救急車を呼ぶ？迷ったら「#7119」「#8000」を活用しましょう！

#7119とは、救急安心電話相談窓口のことで、「すぐに病院に行った方がよいか」や「救急車を呼ぶべきか」悩んだ時に、専門の相談員（看護師）によるアドバイスを24時間いつでも受けることができるものです。相談員が症状などを聞き取り、緊急度や対応方法、救急車の利用に関する助言、医療機関の紹介などをを行います。

#8000は、静岡子ども救急電話相談のことで、15歳未満のこどもの急な発熱や怪我などについて受診を迷う時に看護師や小児科医が電話で相談に応じます。

これらの窓口を上手に活用することは、救急医療機関への適正受診や救急車の適正な利用につながり、本当に救急医療を必要とする人が安心して医療を受けられる体制を守ることにもつながります。

※明らかにいつもと様子が違うなど緊急性が高い場合は、ためらわず119番してください

「地域医療いわた」の活動

市民団体「地域医療いわた」は、市民と医療の架け橋として、平成25年から地域医療を支える活動をしています。また、医療、健康、看取りに関する勉強会や情報交換会など、自身の生活の質を高める

機会にもなっています。

最近では特にACP（アドバンス・ケア・プランニング）講座に力を入れており、地区のサロンなどで出前講座を行っています。活動に興味のある方は、健康増進課までご連絡ください。

※人生の最終段階における医療・ケアを事前に考え、家族や医療チームと話し合い、共有する取り組み



▲地域医療いわたの皆さん

市の目指す姿

市では、市民の皆さんが健康で、生涯にわたり住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるよう、健康づくりと地域医療を大切にしています。市民・市・地域・医療機関・議会など、地域医療に関わる全ての関係者が、健康づくりの重要性や医療は限りある資源であることを認識し、互いに連携しながら、市民の皆さんの主体的な「健康づくり」を推進し、「地域医療」を守り育むことを目指しています。

住所・名前の変更登記および 相続登記はお済みですか？

資産税課
(本庁舎1階)

☎0538-37-4809
FAX 0538-33-7715

所有者不明の土地の発生を防ぐために

住所・名前の変更登記が義務化

令和8年4月1日から、不動産の所有者は、住所・名前の変更の日から2年以内に変更登記の申請をすることが義務となりました。

正当な理由なく義務に違反した場合は、5万円以下の過料が科される可能性があります。住所・名前を変更したら、速やかに登記を行いましょ。

義務化前の住所・名前の変更

令和8年4月1日より前の変更でも、義務化の対象となります。この場合は、法律の施行日から2年以内(令和10年3月31日まで)に登記をする必要があります。

スマート変更登記のご案内

簡単・無料の手続きで、その後は法務局で住所・名前の変更登記を行います。詳しくは法務省ホームページをご確認ください。



▲法務省
ホームページ

相続登記が義務化

相続登記とは、亡くなった方が所有していた土地や建物の名義を、相続人へ変更する手続きのことです。

令和6年4月1日から、相続(遺言を含む)によって不動産を取得した相続人は、取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務となっています。

正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。身の回りの不動産を確認し、相続が発生したら、速やかに相続登記を行いましょ。

相続登記は司法書士に依頼するか、ご自身で法務局に申請できます。市内の土地・建物は、法務局整田出張所で手続きを行います。

必要書類や手続きの詳細は、法務局または法務省ホームページでご確認ください。



▲法務省
ホームページ

ページ番号
1013262

住宅セーフティネット 制度

建築住宅課
(西庁舎2階)

☎0538-37-4851
FAX 0538-33-2050

住まいの確保にお困りの方へ

令和7年10月から、住宅セーフティネット法の一部が改正されました。

住宅セーフティネット制度とは

住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)に基づき、住宅確保要配慮者に対して、入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進することを目的とした制度です。

住宅確保要配慮者とは

高齢者や低所得者など、経済的・社会的理由により、市場において自力で適正な水準の住宅を確保することが困難で、住宅の確保に特に配慮を要する以下の方のことをいいます。

- ・低額所得者
- ・被災者(発災後3年以内)
- ・高齢者
- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者

居住支援法人とは

住宅の確保が困難な方の円滑な入居を支援するために活動し、静岡県指定を受けている法人です。

改正点

- ・大家と要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境の整備
- ・居住支援法人などが入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進
- ・住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化



▲住宅の情報はこちら
(セーフティネット住宅
情報提供システム)



▲県内の居住支援法人
(県ホームページ)